

富山県立魚津工業高等学校同窓会会則

(名 称)

第 1 条 本会は富山県立魚津工業高等学校同窓会と称し、事務局を富山県立魚津工業高等学校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は会員相互の親睦と富山県立魚津工業高等学校の興隆に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会の目的達成のための事業は次のとおりとする。

- (1) 会員等の親睦、研修、慶弔に関すること。
- (2) 富山県立魚津工業高等学校の発展的事業の推進及び協力。
- (3) 会誌及び会員名簿の発行。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 4 条 本会は富山県立魚津工業高等学校の卒業生を正会員（以下、会員と言う）とする。

2. 富山県立魚津工業高等学校に中途まで在学した者で総会の承認を得たときは会員となることができる。

3. 富山県立魚津工業高等学校の在学学生を準会員とする。

4. 富山県立魚津工業高等学校の旧職員及び現職員は客員とする。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任幹事 若干名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 監査委員 若干名
- (6) 企業世話人 若干名

第 6 条 役員は総会で選出する。

第 7 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会の事務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。
- (3) 常任幹事は庶務及び会計を処理する。
- (4) 幹事は本会の事務を分掌し会長の諮問に応じる。
- (5) 監査委員は会務及び会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- (6) 企業世話人は企業内の会員をまとめ活動を推進する。

第 8 条 会長は総会の承認を得て顧問を委嘱できる。

第 9 条 役員は任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

(会 費)

第 10 条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

但し、準会員期間中に別に定める会費を納入した者はこれを免除する。

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は定期総会月の初日に始まり、翌年の定期総会の前月末日で終わる。

(総 会)

第12条 定期総会は毎年1回開催する。

第13条 会長は必要と認めるとき役員会の同意を得て臨時総会を招集することができる。

(決 議)

第14条 総会の議事は出席会員の2分の1以上の賛成で決定する。

第15条 本会の会則は総会出席会員の3分の2以上の賛成で改正することができる。

(雑 則)

第16条 本会の承認を得て支部を置くことができる。

第17条 支部には本会則に抵触しない範囲内で細則を設けることができる。

第18条 支部の役員と本会の役員を兼ねることができる。

附 則

1. 第7条3号の通常の職務を富山県立魚津工業高等学校校長に一任する。
2. 本会則は平成4年11月15日一部改正し即日施行する